

第6 敷地内の消火活動上の施設等について

円滑な消火活動を行うため、はしご自動車の活動空間の確保及び消防水利の設置については、次によること。

1. はしご車の活動空間の確保

4階以上の建築物（非常用エレベーターを設けたものを除く。）には、次によりはしご自動車の活動空間を努めて確保すること。なお、高層建築物の場合は、非常用エレベーターを設置した場合もはしご自動車の活動空地は確保すること。

(1) 道路及び敷地内通路等

道路及び通路等（以下道路等という。）は、はしご自動車の運行、操作等が容易にできる幅員、すみ切り及び路盤等の強度を有するものとし、次によること。

ア 道路等の周辺部分には、はしご自動車の運行、操作等の障害となる門、塀、電柱、架線、看板等の障害要因が存在しないものであること。

イ 道路等は建築物に並行して長さ12m以上、有効幅員5m以上であること。

ウ 道路等は、はしご自動車の総重量（20t）に耐えうる構造とすること。

エ 道路等の勾配は、縦、横方向とも6%未満とすること。

オ 道路等と建築物間の距離が、10m未満であること。

カ 各棟ともはしご自動車が容易に接近できること。

キ 道路等の屈曲又は交差部分には、幅員に応じたすみ切りを設けること。

（第6-1図参照）

(2) 活動空間

伸長したはしごの周囲（上下、左右）には、1m以上の空間を確保すること。

なお、この場合架空電線等にあつては、電気設備技術（昭和40年通商産業省令第61号）で定める離隔距離に消防活動上の安全値を加え、その合計を1m以上とすること。

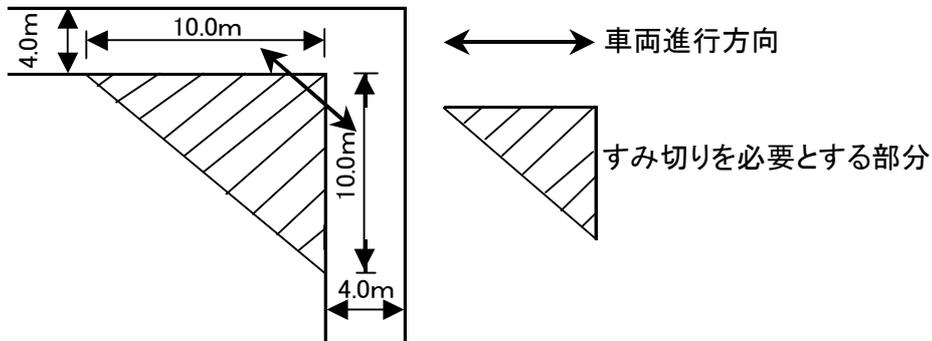
(3) はしご架てい箇所

建基政令第126条の6に規定により設けられた非常用進入口（代替開口部を含む。）には、努めてはしご自動車を架ていできるようにすること。

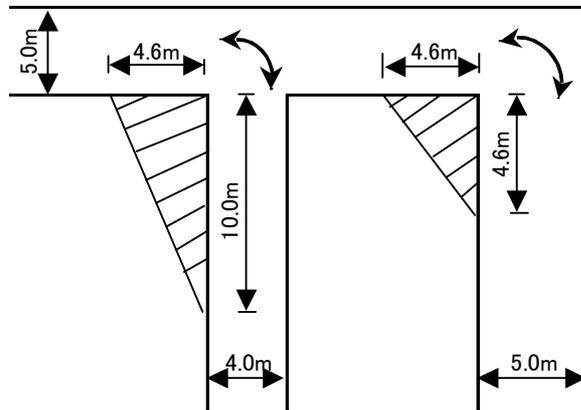
(4) 住宅団地等

共同住宅等の各住戸から2方向避難が確保されていないものについては、原則として各住戸の出入口側とバルコニー側の2面に、はしご自動車を架ていできるようにすること。

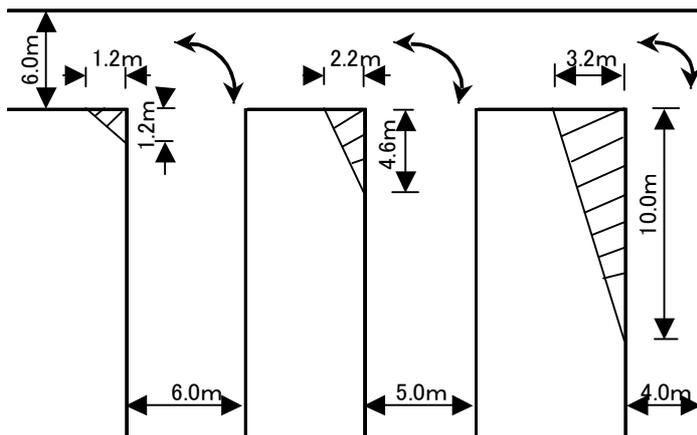
① 幅員4mの場合



② 幅員5mと4m・5mの場合



③ 幅員6mと4m・5m・6mの場合



第6-1 図 道路すみ切り図(直角の場合)